

畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・牛生代化策を肉用産近画定すること。	1 地域振興事業に於ける畜産関係の業務の振興に資すること。 2 地方競馬会等との関係業務の振興に資すること。 3 畜産関係の業務の振興に資すること。 4 畜産関係の業務の振興に資すること。	1 畜産関係の業務の振興に資すること。 2 畜産関係の業務の振興に資すること。			
	2 飼料に関すること。			1 飼料の安全性及び品質の向上を図る法律（昭和28年法律第5号）に基づき、廃棄物等及び検査等に関すること。 2 飼料の自給率の向上を図ること。	1 同法の製造業者及び届出業者の報告徴収をすること。 2 飼料安定法（昭和27年法律第35号）に基づき調査、報告等をすること。			
	3 酪農振興に関すること。			1 集約化に関する事業の振興に資すること。 2 集約化に関する事業の振興に資すること。				
	4 畜産経営に関すること。			1 畜産関係の業務の振興に資すること。 2 畜産関係の業務の振興に資すること。	1 畜産関係の業務の振興に資すること。			

				関 導 び 旋 停 こ に 指 並 つ 調 る 取 引 す 監 に 及 び す と。			
5	畜産環境 対策に關 すること。			1 畜産団 地の造 に關成 こと。す 2 畜産経 営環境 保全の に關備 こと。す 3 家畜排 せつ物の 管理適 正化及び 利用の 進進に る法(平 成法1年 1に1第 指12号 言導、 及び に關 す と。			
6	学校給食 用牛乳に 關すること。						
7	家畜及び 畜産物の 流通及び 価格等に 關すること。			1 家畜及 び畜産 物の流 通の推 進に關 すこと。 2 家畜及 び畜産 物の格 格安に 基關 すこと。			
8	家畜市場 に關する こと。			1 家畜市 場の登 に關録 すこと。 2 市場再 編整地 域の指 に關定 する こと。			
9	草地開發 に關する こと。			1 県営及 及び団 草體開 地發			

				<p>事業地区の調査に 関する。2 野草地の調査及び開発に 関すること。</p>			
	1 0 公共育成牧場に関する こと。						
	1 1 家畜の改良増殖に 関すること。	1 家畜及び家畜の改良増殖策を 定めること。	<p>1 家畜導入に 関すること。2 種苗の貸付に 関すること。3 家畜人工授精の 講習会開催、試験実施に 関すること。4 子畜検査員 の検任すること。5 畜業者の 登録すること。6 標準検査 員の検任に 関すること。7 登録業者の 命を 及ぼす こと。8 地方種 検査員 の検任 し、畜 種証明 書の発 行を 命ず ること。</p>	1 種畜及び 標準検査 の実施 すること。			

			9 優良種を認めること。			
	1 2 養蜂に関すること。			1 みつ蜂飼育を許可すること。		
	1 3 家畜保健衛生に関すること。				1 家畜衛生に関する思想の普及活動を実施すること。	
	1 4 家畜伝染病予防に関すること。	<p>1 家畜伝染病の発生を防止するための検査、注射、薬浴又は薬投すること。</p> <p>2 家畜伝染病を予防するため毒をこすこと。</p> <p>3 家畜伝染病の発生に伴う必要な処置に關すること。</p> <p>4 患畜又は疑似畜の殺処分を命ずること。</p> <p>5 家畜伝染病まん延防止のための移動の禁止又は制限を命ずること。</p> <p>6 家畜伝染病まん延防止のための畜舎の集合同等の放牧等の制限を命ずること。</p>	<p>1 家畜防疫員及び獣医師の委任をすること。</p> <p>2 家畜防疫員及び防疫員に關すること。</p> <p>3 家畜防疫組織の強化に關すること。</p>	<p>1 家畜の伝染性及び疾患の届出を受理すること。</p> <p>2 家畜伝染病まん延防止のために農林水産大臣及び関係都府県に報告をすること。</p>		

<p>1 5 動物薬事に関する こと。</p>		<p>ずること。 1 薬事法に基づく許可の取消し等すること。 2 動物用医薬品又は動物用医療機器の販売業者に対し、条件に對する違反を是正するた めに必要措置をき命ずること。 3 動物用医薬品の指導に關すること。</p>	<p>1 薬事監任 査員を 免す と。</p>	<p>1 不良品、不正に等して、その措置を命ずること。 2 配販業者及び配置員証の発行を し、動物用医薬品並びに動物用医療機器等 の販売及び貸業の許可（更新許可を除く。） をすること。 4 登録販売者の登録に關すること。</p>	
<p>1 6 獣医事 に関する こと。</p>			<p>1 診療簿及簿の 検査 を行う こと。</p>	<p>1 獣医師法（昭和24年法律第18号）第22条の規定による届出の進達をすること。 2 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の届出に關する</p>	

					こと。		
		1 7 家畜人工授精所に関すること。					
		1 8 家畜保健衛生所に関すること。					
農 村 振 興 局	農 村 計 画 課	1 土地改良区等に関すること。	1 土地改良法（昭和24年第15号）第9条に基づき、国土改良法の施行及び7の基事変更に関すること。	1 土地改良区及び立営に関すること。	1 団地改良事業の適否に補佐を認めること。 2 土地改良事業の適否に補佐を認めること。	1 団地改良事業の適否に補佐を認めること。 2 1817の規定に基づき、土地改良区長の職務を代理すること。	
		2 土地改良財産に関すること。		1 重要な土地改良財産に関すること。	1 土地改良財産の管理に關する（昭和23年第1号、及び第3号に掲げる農産物生産指施に關する）の委託を認めること。 2 土地改良財産の管理に關する（昭和23年第1号、及び第3号に掲げる農産物生産指施に關する）の委託を認めること。		

				な も の の 処 分 に 関 す る 事 務			
3	農 業 農 村 整 備 に 係 る 企 画、 施 策 及 び 調 整 推 進 に 関 する 事 務			1 農 業 農 事 村 整 備 企 画 業 の 関 する に 関 する 事 務			
4	県 営 及 び 団 体 営 の 農 業 農 村 整 備 事 業 の 調 査 計 画 及 び 新 規 採 択 に 関 する 事 務			1 農 業 農 事 村 整 備 調 査 業 の 関 する に 関 する 事 務 2 農 業 農 事 村 整 備 新 規 業 の 採 択 に 関 する 事 務			
5	国 営 事 業 対 策 室 に 関 する 事 務						
	(1) 国 営 土 事 地 改 良 ( 以 下 業 「 国 営 事 業 」 ) に 係 る 関 係 等 機 関 の 調 整 の 推 進 及 び 業 の 推 進 に 関 する 事 務						
	(2) 国 営 事 業 に 係 る 営 農 計 画 整 と の 調 整 農 及 び 営 農 推 計 画 の 推 進 に 関 する 事 務						
	(3) 国 営 事 業 に 係 る 調 査 に 関 する 事 務						
	(4) 国 営 事 業 に 伴 う 付 帯 関 連 計 事 業 の 調 整 画、 調 整 推 進 及 び 推 進 に 関 する 事 務						
	(5) 農 業 用 水 の 調 整 に 関 する 事 務						

		こと。					
	6	農村振興局長に関すること。					
農地整備課	1	農地の集約化及び団地計画に関すること。			1 国営及び県営土地改良事業の決定及び変更並びに処分すること。 2 団地改良に係る土地交換分合すること。 3 土地改良事業の交換分合すること。		
	2	農業農村整備事業に係る土地の取得及び補償すること。					
	3	県営及び団地農業事業（農林水産省管掌のもの）に関すること。			1 地区の算割にすること。		
	4	海岸保全事業（農林水産省管掌のもの）に関すること。	1	海岸保全事業の長期計画策定すること。	1 地区の算割にすること。 2 海岸法（昭和11年法律第101号）第13条による海岸区域の指定、変更又は廃止を決定すること。		
	5	防衛施設周辺障害防止事業のうち農業用施設					



	<p>8 地籍調査に関すること。</p>		<p>1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、調査に関する計画を報告すること。</p>	<p>1 同法の第6条に規定し、又改訂等国土指すこと。 2 同法の第6条第3項を除く。規定に基づき、調査の計画、承認、公示すること。 3 同法の第8条に規定し、調査を実施すること。 4 同法の第19条に規定し、調査の結果、承認を申請すること。</p>			
<p>技術管理課</p>	<p>1 農業・森林・水産の土木工事の調査に関すること。</p>						
	<p>2 農林水産部の補助業務のうち、物の検査に関すること。</p>						
	<p>3 農業・森林の土木工事の設計・積算に関すること。</p>						



				3 森 林 經 計 画 の 関 定 定 る と す ( 森 在 地 所 2 以 上 の 地 域 の 振 局 区 域 興 区 た る 所 に 限 管 る ) 。	画 に 係 る 事 項 の 処 理 に 関 す る こと。		
2 国 有 林 と 民 有 林 と の 森 林 計 画 の 調 整 に 関 す る こと。				1 国 有 林 と 民 有 林 と の 森 林 計 画 に 関 す る こと。			
3 森 林 審 議 会 に 関 す る こと。							
4 森 林 整 備 保 全 事 業 計 画 に 関 す る こと。							
5 民 有 林 の 造 林 奨 励 に 関 す る こと。	1 造 林 事 業 計 画 を 策 定 す る こと。			1 造 林 事 業 年 度 計 画 及 び 変 更 を す る こと。 2 造 林 事 業 の 推 進 指 導 に 関 す る こと。 3 分 収 造 林 の 推 進 指 導 に 関 す る こと。			
6 林 業 用 種 苗 に 関 す る こと。				1 苗 木 生 産 指 導 事 業 に 関 す る こと。 2 林 業 用 種 苗 需 給 調 整 会 議 に 関 す る こと。 3 林 業 用 種 苗 需 給 調 査 会 議 に 関 す る こと。 4 種 苗 團 体 に 関 す る こと。	1 林 業 用 種 苗 養 成 状 況 を 調 査 す る こと。 2 林 業 用 種 苗 需 給 調 査 を 行 う こと。 3 林 業 用 種 苗 需 給 調 査 を 行 う こと。 4 林 業 用 種 苗 需 給 調 査 を 行 う こと。		



<p>び地上権設定に関する こと。</p>						
<p>9 県有林の造成、処分及び伐採跡地検査に関する こと。</p>			<p>1 新植事業有画（施設を）策定すること。 2 森林国営入締結すること。 3 林産物の処分の額10万未満を除く。 4 立木の延滞の息をること。</p>	<p>1 伐採跡地検査に 関すること。</p>		
<p>10 県有林の管理に 関すること。</p>			<p>1 県有林の経営策を びること。 2 県有林の保 全に 関 す る こ と。</p>			
<p>11 林業公 社に 関 す る こ と。</p>	<p>1 林業公 社に 対 し て 森 林 資 金 を 貸 付 け る こ と。 2 林業公 社に 対 し て 農 業 資 金 の 貸 付 け を 保 証 す る こ と。</p>					
<p>12 森林病 害虫等 に 関 す る こ と。</p>						
<p>13 林業技 術の普 及</p>			<p>1 林業普 及指 導実</p>			





		<p>安下権の保 安の保 林(以事 限保安 林)とい う。)の 指及 解除に 示予 を告 すす こと(重 要なも の に 限 る。) 。第 3 同法第 3 3 8 条の 規基 定に づく く監 処督 分す をこ と。</p>	<p>6 安林地 保設指 施の解 び除 関す と。る こ に こ</p>			
<p>2 林地開 発 行為に 関 する こと。</p>		<p>1 森林法 第10条 の2の 定に よる 民有 林に おけ る開 発行 為の 許可 をす こと (重要 なもの に 限 る。) 。第 2 同法第 1 0 条の 3の規 定に 基 づく 監 督 を す こ と。</p>	<p>1 同法第 1 0 条の 2の規 定に よる 民有 林に おけ る開 発行 為の 許可 をす こと (公室) 専決 事項 を除 く。) 。事 当 の も の</p>	<p>1 同法第 1 0 条の 2第1 項の 規定 による 許可 を した 発 行 の 完 了 の 認 認 に 関 す こ と (熊本 森林 審議 会へ した もの に 限 る。) 。</p>		
<p>3 治山事業 に 関 する こ と。</p>	<p>1 治山事 業の 基本 策を 画す ること。 2 地すべ り防 止区 域の 指 定 に 関 す こ と。</p>	<p>1 治山事 業の 年度 決 定 を す こ と。</p>	<p>1 単県治 山事業 の承 認に 関 す こ と。災 害報 告に 関 す こ と。地 すべ り防 止基 本計 画に 関 す こ と。地 すべ り防 止第 1 1 条 の規 定に よ る</p>	<p>1 治山事 業の 簡 別 計 画 及 協 議 に 関 す こ と。第 2 同法第 1 8 条の 1 8 条 の規 定に よ る 行 為 に 関 す こ と。 可 許 す こ と。</p>		

				設計承 実施を するこ と。林 地荒 防止 災害 復に 関す と。 5 廢 設旧 関と。			
		4 森 林 公 園 の 整 備 等 に 関 する こと。					
		5 森 林 の 公 有 化 に 関 する こと。					
		6 緑 化 の 普 及 及 び 啓 発 に 関 する こと ( 都 市 の 緑 化 に 関 する こと を 除 く ) 。					
		7 入 会 林 野 等 整 備 事 業 に 関 する こと。	1 入 会 林 野 等 整 備 事 業 計 画 の 認 可 及 び 公 告 に 関 する こと。		1 入 会 林 野 等 整 備 事 業 の 指 導 に 関 する こと。		
水産局	水産振興課	1 水 産 技 術 の 普 及 及 び 指 導 に 関 する こと。					
		2 沿 岸 漁 業 の 構 造 改 善 に 関 する こと。			1 漁 業 経 営 構 造 改 善 事 業 策 の 定 め 及 び 計 画 策 定 に 関 する こと。		
		3 水 産 物 の 流 通 に 関 する こと。					
		4 栽 培 漁 業 の 推 進 に 関 する こと。			1 栽 培 漁 業 基 本 策 の 策 定 に 関 する こと。		
		5 資 源 管 理 型 漁 業 の 推 進 に 関 する こと。			1 資 源 管 理 計 画 の 策 定 に 関 する こと。		
		6 内 水 面 漁 業 の 振 興 に 関 する こと。			1 内 水 面 漁 業 振 興 計 画 の 策 定 に 関 する こと。		

<p>7 養殖業の振興に関すること。</p>	<p>1 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条の規定による特定疾病のまん延の防止に関すること。</p>	<p>1 同法の第4条に定める漁場計画に定めること。 2 同法の第7条に定めること。</p>	<p>1 同法の第4条に定める漁場計画に定めること。 2 同法の第7条に定めること。</p>		
<p>8 漁場環境の保全に関すること。</p>					
<p>9 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関すること。</p>	<p>1 漁場計画策定方針に関すること。</p>	<p>1 漁業の関すること。 2 漁場計画に關すること。 3 漁業登録に關すること。 4 漁業権の変更に關すること。 5 漁業権の行使に關すること。 6 同法の第67条に關すること。 7 漁業の監督に關すること。 8 司法警察官の協同に關すること。 9 漁業の違反に關すること。</p>	<p>1 漁場調査及び管理に關すること。 2 免許簿（抄本）の交付に關すること。 3 漁業の調整に關すること。 4 同法の第67条に關すること。 5 漁場の内岩礁の破砕等に關すること。 6 つきいそ設置に關すること。 7 特別採捕に關すること。 8 特別養殖に關すること。 9 漁業の許可証の</p>		



					業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく遊漁業者の登録、業務講習、遊漁船業団体の指定及び立入にこの区域の事務を除く。）。		
	1 1 海面利用に関すること。						
	1 2 海区漁業調整委員会及び海面漁業委員会に関すること。			1 海区漁業調整委員会及び海面漁業委員会の監督に関すること。			
	1 3 漁業取締事務所にすること。						
	1 4 水産局長に関すること。						
漁港漁場整備課	1 漁港に関すること。	1 漁港指定に関すること。	1 漁港区域の変更に関すること。	1 事業計画の変更をすること。 2 海岸区域の指定、変更、廃止を決定すること。 3 漁港整備計画に関すること。	1 同法第39条第1項、第3項及び第6項並びに第8項の規定に基づく許可、取消しの停止、変更及び		

		<p>4 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>5 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>6 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>7 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>8 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>9 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>10 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p>	<p>2 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p> <p>3 漁港及び漁港施設に係る漁業関係の復旧事業の単承を認すこと。</p>	<p>ること。熊本県条例（昭和37年条例第17号）に基づき、承認可（同条例の第4条を除く。）の届出に關すこと。漁港に關すこと。</p>	
2 漁港に係	1 公有水	1 漁港区	1 漁港区		

	る公有水面 に関するこ と。		面埋立法 施行令 (大正14 1年勅令 第194号) 第3条の規 定に基づ く認可に 係る漁港 区域内に おける水 面埋許 すこと。	域内の公 有水面の 許すこと (同条の 係る除 く)。漁 港内の公 有水面の 功認す こと。	にお有立 を許すこ と。第2 条の免 除。漁 港内の公 有立 んを 可 す こと。	域内の公 有立地 の町見 る。港 区内に おける 公有 立地 の縮 小、設 計の概 要及び 功の 期間の 延長 も可 す こと。		
	3 海岸及び 漁港の美 化に関す ること。							
	4 沿岸漁場 の整備に 関すること。			1 沿岸漁 場整備 事業の 策を 定す こと。 2 沿岸漁 場整備 事業の 年度別 実施 策に 関す こと。				

8 土木部

局	課	分掌事務	知事決裁事 項	部(公室) 長専決事項	部内局長専 決事項	課(セン タ)長専 決事項	備考欄に 定める 職員専 決事項	備考
	監理課	1 土木部各 課及び出 先所属職 員の人事 並びに土 木部各課 の経費に 関すること。 2 建設業に		1 建設業	1 同法に	1 同法第		

<p>関すること。</p>	<p>法（昭和24年法律第10号）第19条第5項に基づき発告すること。 2 同法第28条に基づき、建設業者へ指示及び営業を停止すること。 3 同法第29条に基づき、建設業者の許可を取り消すこと。 4 同法第41条に基づき、建設業者及び建設業者団体へ指導、助言及び報告すること。 5 同法第42条の規定に基づき、公正取引委員会へ措置を請求すること。</p>	<p>建設許可の更新及び変更の可とする。</p>	<p>3 条に建設業者の係書をすること。 2 同法第27条の2に基づく事項の審査をすること。 3 同法第31条に基づく立入検査をすること。 4 同法第27条の7に基づく建設業者団体へ報告を求めること。 5 建設業者の指導育成にすること。 6 建設統計の資料の収集及び報告にすること。 7 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第4条に基づく建設機械の打刻の検認をすること。</p>	
<p>3 浄化槽工事業に關すること。</p>		<p>1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の規</p>	<p>1 同法第21条の規定に基づき、浄化槽工事業の登録</p>	



					測 移 求 地 長 達 する こと。 づ の 請 土 の 進 達 する こと。 く の 国 土 院 の 進 達 する こと。 の 理 院 の 進 達 する こと。 基 量 転 の 理 へ に 関 する こと。		
	7 建設工事 紛争審査会 及び建設業 審議会に 関すること。						
	8 土木部長 室に 関すること。						
用地 対策課	1 土地収用 に 関すること。	1 土地収用 法（昭和 26年 第2 19号） 第17 条の 第2 項に 基 き、 認 定 す る こ と。		1 事業認 定申請 書の 令 す る こ と。 第 1 条 に 基 き、 の 許 す る こ と。 第 4 条 に 基 き、 の 許 す る こ と。 2 同法 第1 条に 基 き、 の 許 す る こ と。 第 1 条 に 基 き、 の 許 す る こ と。 3 同法 第4 条に 基 き、 の 許 す る こ と。	1 事業認 定申請 書に 関 する こ と。		
	2 土木事業 用地の 取得 及び 地上 物の 補償 に 関 する こ と。						
	3 公有地 の 推 進 に 関 する こ と。						
	4 国土交通 省所 管に 属し ない 行政 の 管 理 に 関 する こ と。						
	5 収用委員 会に 関 する こ と。						
	6 熊本県 事業 認定 審議						

	会 に関する こと。						
土木技術管理課	1 土木工事 の検査に 関すること。						
	2 土木工事 の設計基準 に関するこ と。						
	3 土木工事 の施行方法 の改善に関 すること。						
	4 土木技術 職員の技術 指導に関す ること。						
	5 土木工事 の実施管理 に関するこ と。						
	6 土木工事 に係る積算 システム、 工事進行管 理システム 及び電子納 品に関する こと。						
	7 C A L S ／ E C（公 共事業支援 統合情報シ ステム）に 係る施策の 企画、調整 及び推進に 関すること。						
	8 熊本県建 設技術セン ターに関す ること。						
	9 土木工事 に係る建設 副産物対 策に関する こと。						
	10 建設工事 に係る資源 の再資源化 に関する法 律等（廃棄 物対策課、 監理課及び 建築課事務 掌事）。			1 同法第 15条の基 づく別 解方法更 そ必要命 置関す と。			

道路都市局	道路整備課	1 道路に係る画策、及び関係すること。						
		2 高規格幹線道路及び高規格道路に関すること。						
		3 道路公にすること。						
		4 道路の建設にこの改良の橋梁にとた通の除く。						
		5 道路都市局長にすること。						
道路保全課	1 道路の管理にすること。	1 県道の路線及びを。		1 道路法（昭和7年19号）第9条に定める費用の定め。	1 道路法の規定により区域の決定、変更及び開うこと。			
				2 同法第20条に規定する物の管理の方法。				







都市計画課	1 都市計画に関すること。	<p>1 都市計画法（昭和43年第40号法律）第3条第5項の規定に基づき、画指すこと。</p> <p>2 同法第8条第1項の規定に基づき、画指すこと。</p> <p>3 同法第21条第1項の規定に基づき、画指すこと。</p> <p>4 同法第26条第2項の規定に基づき、画指すこと。</p>	<p>1 同法第8条第3項に定める交通の得ることを。</p> <p>2 同法第9条第3項に定める、画指すこと。</p> <p>3 同法第24条第7項に定める、関係機関に対して、国土若地又は計画変更すること。</p> <p>4 同法第53条第3項に定める、画指すこと。</p> <p>5 同法第55条第1項に定める、画指すこと。</p>	<p>1 風致に及ぶこと。</p> <p>2 同法第5条第1項に定める、画指すこと。</p> <p>3 同法第6条第1項に定める、画指すこと。</p> <p>4 熊本市の高齢者等の社会的活動への参加を促進すること。</p> <p>5 同法第18条第2項に定める、画指すこと。</p> <p>6 同法第19条第1項に定める、画指すこと。</p>

							<p>と。 6 同 法 第 第 協 議 を 受 5 9 条 の 第 規 け る こ 1 項 に 基 づ 町 市 業 第 2 0 条 に 定 き の 市 都 事 業 第 規 定 基 づ 行 こ 村 計 の 画 認 可 と 第 規 定 づ き 告 を る こ と 協 議 を 行 こ 7 同 法 第 第 協 議 を 行 こ 5 9 項 に 基 づ 国 都 及 村 者 計 を る 定 き 機 関 府 市 町 の 市 業 計 を る 以 外 の 都 事 業 計 を る の 画 認 可 と 第 第 規 づ 業 変 可 8 同 法 第 第 規 づ 事 業 変 可 6 3 項 に 基 づ 画 の 認 可 定 き 計 更 を る こ と 第 及 地 9 同 法 第 第 及 地 お 8 1 項 に 基 づ 風 内 に 建 築 制 昭 区 内 の 規 制 年 条 等 の 関 係 4 5 年 条 に 条 和 熊 例 第 1 4 7 号 条 の 基 づ 定 分 に 監 督 を と ( 代 除 1 0 計 画 法 施 行 規 則 ( 昭 和 4 4 年 令 第 4 9 号 ) 第 1 3 条 第 1 項 第 1 号 規 定</p>	<p>と。 6 同 法 第 第 協 議 を 受 5 9 項 に 基 づ 町 市 業 第 2 0 条 に 定 き の 市 都 事 業 第 規 定 基 づ 行 こ 村 計 の 画 認 可 と 第 規 定 づ き 告 を る こ と 協 議 を 行 こ 7 同 法 第 第 協 議 を 行 こ 5 9 項 に 基 づ 国 都 及 村 者 計 を る 定 き 機 関 府 市 町 の 市 業 計 を る 以 外 の 都 事 業 計 を る の 画 認 可 と 第 第 規 づ 業 変 可 8 同 法 第 第 規 づ 事 業 変 可 6 3 項 に 基 づ 画 の 認 可 定 き 計 更 を る こ と 第 及 地 9 同 法 第 第 及 地 お 8 1 項 に 基 づ 風 内 に 建 築 制 昭 区 内 の 規 制 年 条 等 の 関 係 4 5 年 条 に 条 和 熊 例 第 1 4 7 号 条 の 基 づ 定 分 に 監 督 を と ( 代 除 1 0 計 画 法 施 行 規 則 ( 昭 和 4 4 年 令 第 4 9 号 ) 第 1 3 条 第 1 項 第 1 号 規 定</p>		
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

				計易を 都の更 市の 画な する こと。			
	2 街路事業 に関する こと。						
	3 土地区画 整理事業に 関すること。		1 土地区 画整理法 (昭和2 9年法第 119号第 1条)の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。 2 同法第 10条の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。 3 同法第 14条の規 定に基づ き、土地 区画整理 事業が同 法第13 条の規定 に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。 4 同法第 11条の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。	1 同法第 11条の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。 2 同法第 20条の規 定に基づ き、土地 区画整理 事業を行う こと。 3 同法第 29条の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理事 業を行う こと。 4 同法第			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>要をこ、見る採必めをた知      必正るじ、命意係をる認旨し通      に修えをはに見すをい出に      画な加と又書意択要な提者す      9 同 1 4 4 定 きの 徴 賦 の 分 可 と。      1 0 第 第 規 づ 合 ず 金 納 認 こ      第 4 2 定 きの 解 散 可 と。      1 1 第 4 規 づ 合 報 告 承 可 と。      1 2 第 5 1 第 規 づ 整 理 規 事 可 と。      1 3 第 5 8 項 の 基 づ 意 見 書 査</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>申者規事に修えを又書意択要な意提者す  をたしび画な加と、見る採必めををた知と。  可し対及計要をこじ意係をる認旨書し通知と。  認請に準業必正る命はに見すをい見出にる</p> <p>1 4 第 5 1 項の1 定き整のは画をる</p> <p>1 5 第 5 1 項の2 定き書しをたし画な加と又書意択要な提者す</p> <p>1 6 第 5 1 項の1 定き書しをたし画な加と又書意択要な提者す</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

						<p>規 づ 画 社 若 分 区 会 行 地 理 全 く の び を 爾  の 基 区 会 併 は は 理 施 土 整 の し 部 及 け す  項 に 、 理 合 く 又 整 が る 画 整 の 若 一 渡 受 け 可 と 。  1 定 き 整 の し 割 画 社 ず 区 事 部 は 讓 讓 認 こ と 。  1 7 第 5 1 項 に 同 法 条 第 規 づ 画 社 区 事 止 了 て 可 と 。  1 7 第 5 1 項 に 同 法 条 第 規 づ 画 社 区 事 止 了 て 可 と 。  1 8 第 5 1 項 に 同 法 条 第 規 づ 画 社 区 事 止 了 て 可 と 。  1 8 第 5 1 項 に 同 法 条 第 規 づ 画 社 区 事 止 了 て 可 と 。  1 9 第 5 4 項 に 同 法 条 第 規 づ 画 社 区 事 止 了 て 可 と 。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					熊市議に県計いを又書し通こ、都審議、業つ正、見出にる き県画のり事に修え意提者す づ本計会よの画て加はをた知と。				
				2	0第第規づ本計会よ町業つ正る命はをた知と。				
				2	1第第の基事に定計のつ国大可又村の變更をす。				
				2	7第の項				

						<p>に基づき、      市の立      設地      供が      施及      計画      可と。      2 3 第      7 3 項      のに      基      づ      き、      意      見      審      議      可      し      対      規      程      事      に      修      正      を      こ      と      命      じ、      又      は      意      見      採      必      め      を      認      可      し      通      知      する      こと。      2 4 第      7 3 項      のに      基      づ      き、      又      は      意      見      採      必      め      を      認      可      し      通      知      する      こと。      2 5 第      7 3 項      のに      基      づ      き、</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

査可し対計要をこ、見る採必めをた知  
 審認請に業必正る命じ、意係を認旨し通  
 を、申者事に修えを命はに見すをい出に  
 書をたし画な加と又書意択要な提者す  
 2 6 同 法 条 の 基 同 項 3 定 し 対 地 回 命  
 第 7 6 項 に、1 第 規 反 に 土 状 を 命  
 第 4 定 き、第 規 反 に 土 状 を 命  
 規 じ 及 び の 違 者、原 等 復 じ  
 2 7 同 法 条 の 基 換 を 又 計 可  
 第 8 6 項 に、画 換 を 認  
 第 1 定 き、画 換 を 認  
 規 じ 地 計 換 を 認  
 2 8 同 法 条 の 基 換 の つ 可  
 第 9 7 項 に、画 換 の つ 可  
 第 1 定 き、画 換 の つ 可  
 規 じ 地 計 換 の つ 可  
 2 9 同 法 条 の 基 づ き、行  
 第 1 2 3 定 づ き、行  
 条 の 基 づ き、行  
 に 基 づ き、行  
 個 人 施 行  
 者、組 合、理  
 区 画 整

					<p>はに、の求はを。法 又村て等を又等。法 社町し告出、告等。法 会市対報提め、勧す。同 3 0 第 1 2 4 第 条 の 規 定、 に 基 づ き、行 個 人 の 施 行 地 者 す る 画 整 理 区 事 業 に 監 督 す る こと。同 法 3 1 第 1 2 5 第 条 の 規 定、 に 基 づ き、施 組 合 す る 画 整 行 地 理 事 業 に 地 理 事 業 に、 理 事 業 に、 つ 監 督 と。同 法 3 2 第 1 2 5 第 条 の 規 定、 規 づ き、理 施 行 画 整 の 施 地 理 社 す る 画 整 理 区 事 業 に、 事 業 に、 い 督 と。同 法 と。同 法 督 と。同 法</p>			
		<p>4 市街地再 開発事業に 関すること。</p>			<p>1 都 市 再 開 発 法 ( 昭 和 4 4 年 3 法 律 第 9 8 号 ) の 第 7 条 第 1 項 規 定 基 づ づ 基 づ き、 人 の 認 可 行 こ と。同 法 2 7 第 1 条 の</p>	<p>1 同 法 第 7 条 の 第 7 項 の 規 定 基 づ づ 基 づ き、 新 行 っ た 氏 名 住 居 に 関 する 氏 名</p>		



						<p>対計要をこ、見る採必めををた知 に業必正る命じ、見係を認旨書し通 者事に修えをはに見すをい見出し通 たし画な加と又書意択要な意見提出に 8 3 1 定 基 又 計 本 変 更 可 認 可 3 1 定 基 又 計 本 変 更 可 認 可 9 3 2 定 基 意 審 認 請 業 必 正 修 命 見 係 採 必 認 旨 書 通</p>	<p>6 6 条 第 1 項 規 基 土 質 又 建 築 他 物 の 新 許 可 定 基 形 質 又 建 築 他 物 の 新 許 可 き の 変 更 建 築 他 物 の 新 許 可 と 同 法 第 規 基 権 計 画 に 法 第 規 基 権 計 画 に 法 第 規 基 権 計 画 に 6 8 1 項 定 基 変 換 縦 供 第 第 1 1 0 項 定 基 変 換 縦 供 第 第 1 1 0 項 定 基 変 換 縦 供 8 1 項 定 基 変 換 縦 供 第 第 1 1 0 項 定 基 変 換 縦 供 第 第 1 1 0 項 定 基 変 換 縦 供</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



可。法条第規づ開のし割開がる再業若一渡受す  
認こと。同02の基再社若分再開がる再業若一渡受す  
をること。同02の基再社若分再開がる再業若一渡受す  
分す。同02の基再社若分再開がる再業若一渡受す  
16第の1項に、会併はは会行街発全のし部及を  
1第の1項に、会任査承をること。法条第規づ開のる員す  
17第の1項に、会任査承をること。法条第規づ開のる員す  
18第の1項に、会業認をること。法条第規づ開の了す  
19第の1項に、程業定め、業おめのつ土臣  
19第の1項に、程業定め、業おめのつ土臣

を若市設要す  
 可、はの概可と。法  
 認めく村の認こと。同  
 の受し町計をるこ  
 2 0 第 5 規 づ 業 お 定 計 の つ 土 臣 を 若 市 設 要 を 認 可 事  
 2 1 第 5 規 づ 街 発 の 任 こ と。法  
 2 2 第 5 規 づ 市 設 地 供 の 程 業 認 可 事  
 2 3 第 5 規 づ 市 設 地

						<p>社規事の認こ 公行び画をる 給施及計更す 供の程業変可と。</p> <p>2 4 同 法条の基 第 6 0 項に、他 第 1 1 項に、有 規 定 きの、地 づ 人 する、等 人 すにの測 すにのた の 立 ち 入 又 は 入 入 可 と。</p> <p>2 5 同 法条の基 第 6 1 項に、障 第 1 1 項に、伐 規 定 きの、土 づ 害 物 及 び 除 地 の 試 地 等 に 掘 等 て、許 す 可 と。</p> <p>2 6 同 法条の基 第 6 6 項に、土 第 1 1 項に、質 規 定 きの、又 づ 地 の 形 質 地 の 変 更 物 は 建 築 物 そ の 他 の 工 作 物 新 築 等 許 可 と。</p> <p>2 7 同 法条の基 第 6 4 項に、同 第 規 定 きの、項 規 定 きの、3 づ 条 第 1 項 及 び 第 3 項 に 違 反 し た し、土 地 の 復 原 等 回 命</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



						<p>項法80に準場 5同110に準場 第11の規いすを 及第1の規いすを 条第1の規いすを 含む。)</p> <p>30 同法第3定 第9第3の規 の3の規 項の規 に基づき、 個人施行、 者、組合、 再、開、会 社、市、町 村、又、市 の立、設 方、給、地 給、特、公 特、者、社 者、の、建 を、承、決 る、こ、定 と、同 法第9第 条の8第 5項の規 定におい すを準場 含む。)</p> <p>31 同法第1定 第1の規 条の規 に基づき、 施行建、 敷地、築 上権、地 定さ、設 い、れ し、も 変、換 を、計 こ、画 と、め る</p> <p>32 同法第1定 第1の規 条の規 に基づき、 個人施行、 者、又、は 又、再、開 事、業、の 開、始、行 定、を、決 こ</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

と。  
 3 3 同 法 1 4  
 第 1 規 定、  
 条 の づ 基 長  
 に 基 づ づ 該  
 市 町 協 議 市  
 と 協 議 当 該  
 て 市 事 業 代  
 を 行 者 に 定  
 め ( 同 法 8 条  
 1 の 3 0 第  
 の 2 項 の 規  
 定 に 準 用 意  
 含 む ) 。

3 4 同 法 8 第  
 第 1 1 6 規  
 条 の 項 づ  
 1 定 基 土  
 き 交 通 大 臣  
 の 受 認 可 を  
 管 理 画 を 分  
 計 画 若 再 開  
 め 発 社 村 の  
 市 社 市 立 方  
 は 設 地 住 公  
 が 宅 地 給 理  
 社 分 画 計 画  
 処 認 可 同  
 を 認 可 と ( 同  
 法 8 条 1 6  
 第 4 項 の 規  
 定 に 準 用 意  
 い す を 含 む ) 。

3 5 同 法 8 0  
 第 1 3 項 の  
 条 第 1 定 基  
 規 づ 再 社  
 づ 開 発 会





									<p>臣す（2第お用合む）。</p> <p>2 3項に關村し共のをと。</p> <p>3 4項に事の關と第6項いすをむ。</p> <p>4 4項に事を通届こ法第お用合む）。</p> <p>5 23の基事をこ法</p>	<p>議と第2に準場</p> <p>協この項てる含</p> <p>に同法9いすを</p> <p>2第お用合む）。</p> <p>2 3項に關村し共のをと。</p> <p>3 4項に事の關と第6項いすをむ。</p> <p>4 4項に事を通届こ法第お用合む）。</p> <p>5 23の基事をこ法</p>	<p>議と第2に準場</p> <p>協この項てる含</p> <p>に同法9いすを</p> <p>2第お用合む）。</p> <p>2 3項に關村し共のをと。</p> <p>3 4項に事の關と第6項いすをむ。</p> <p>4 4項に事を通届こ法第お用合む）。</p> <p>5 23の基事をこ法</p>	<p>第9項を）。</p> <p>2 2第規づ域道合定とき、</p> <p>3 2第規づ域道合定とき、</p> <p>4 2第規づ域道合定とき、</p> <p>5 2第規づ域道合定とき、</p>	<p>に準場</p> <p>項てる含</p> <p>第2の基流水総をうと係</p> <p>の項に、下備整計めよる</p> <p>規定に、下備整計めよる</p> <p>第2の基流水総をうと係</p> <p>の項に、下備整計めよる</p> <p>規定に、下備整計めよる</p> <p>第2の基流水総をうと係</p> <p>の項に、下備整計めよる</p> <p>規定に、下備整計めよる</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--



				<p>維持管理に必要とする。同第10条第3項に基づき、下水道の改善を命ずること。同第11条第2項に基づき、下水道の改善を命ずること。同第12条第3項に基づき、下水道の改善を命ずること。同第13条第1項に基づき、下水道の改善を命ずること。</p>	<p>生用費を要する。同第32条第1項に基づき、他人の土地へ一時使用を命ずること。同第39条第2項に基づき、下水道の改善を命ずること。</p>		
	<p>2 農業集落排水、漁業集落排水の事業を行うこと。</p>			<p>1 計画に定めること。 2 新規地区の採択申請すること。</p>	<p>1 新規採択地区の通知すること。 2 地区予割りに関する計算に</p>		

				するこ と。		
3 浄化槽に 関すること。			1 浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、検査を要する。熊本県浄化槽点検業者登録規則（昭和43年11月1日熊本県令第41号）に基づき、点検業者の取止命令と。 2 浄化槽点検業者登録規則（昭和43年11月1日熊本県令第41号）に基づき、点検業者の取止命令と。	1 同条例第2条第1項第5項に規定する浄化槽業者及び拒否をすること。同条例第6条第1項第7条に規定する浄化槽業者の登録更新等を受けること。同条例第13条第1項第2項に規定する浄化槽業者及び検査すること。		
4 生活排水 対策の企画 及び調整に 関すること。	1 熊本県生活排水対策の関すること。熊本県生活排水施設構定に關すること。 2 熊本県生活排水施設構定の關すること。		1 汚水防止法（昭和55年11月4日法律第81号）第17条第1項に規定する重点排水区域に關すること。			

河川港湾局	河川課	1 河川に関する こと。	1 河川法39年第16号)の 規定に基づき、 2 級の河川の 指定をすること。 2 同法第16条に 規定に基づき、 川本方針を 決定すること。	1 同法第16条の 規定に基づき、 河川整備の決 定をすること。 2 同法第22条の 規定に基づき、 洪水等おける 緊急措置をす ること。 3 同法第54条の 規定に基づき、 河川全区指定 をすること。 4 同法第56条の 規定に基づき、 河川予定の指 定をすること。 5 同法第23条に 基づく流水の 占有の許可 (河川法施行令 (昭和40年政 令第14号)第2 条第3号に規 定する特定水 利使用(以下「 特定水利」と いう。)に 限る。)を すること。	1 同法第6条に 規定する区域 を指定すること。 2 同法第23条に 基づく流水の 占有の許可 (特許水利の もの)を すること。 3 同法第53条に 規定する 洪水時に 水利調整に 必要ない 場合は 関係 すること。 4 同法第55条に 規定する 河川保全区 の行為を 許可すること。 5 同法第57条に 規定する 河川予定の 行為を 許可すること。 6 同法第75条の 第2項に 規定する 区分 すること。 7 同法第79条に 規定する 水利	1 同法第17条に 規定する 堤防の 工事係 理を 公示 すること。 2 同法第88条に 規定する 許可 者の 受託 を すること。
-------	-----	-----------------	--	--	---	---

				国大の 交通認 大臣の 関すこ と。同 8 令第 4 条の 規定に 基づき 公示を すること。			
2 海岸法（昭 和 3 1 年法 律第 1 0 1 号）に基 づく海岸 交通の保 全に關す と。	1 同法に づく海 岸設基を 決すること。		1 同法に づく海 岸保の指 示をこと。 2 同法に づく監 督に關す と。 3 同法に づく漁 業の等 關すこと。				
3 公有水面 に關すこ と。			1 公有水 面立す こと。水 2 公有水 面立す こと。功 用を認 可すること。	1 公有水 面に元 係る地 市町村 の意見 を徴す と。公 2 有水面 埋立に 係る区 域の縮 少、概 設計の 変更の 必要に 及びし ん功の 間伸長 のうち の易な の許可 をこと。			
4 水防に關 すること。	1 水防計 画を決定 すること。		1 水防管 理団を 指定す こと。警 2 水を防 報を警 必を警 をを警 指を警 をを警				

<p>5 土木災害事務の取りまとめに関するすること。</p>			<p>ること。                  1 災害報り                  告の取め並                  まとめ並省                  びに本係                  及び関に                  機関に                  する連                  する絡                  こと。す                  2 国庫負                  担の申                  及び請                  の実                  の施                  認に                  関すこ                  と。こ                  3 災害現                  地査定                  関する                  と。こ                  4 成認                  定の承                  申請認                  するす                  こと。こ                  5 鉦害復                  旧事業                  関する                  と。こ                  6 鉦害報                  告に關                  すること。                  7 鉦害査                  定に關                  すること。                  8 鉦害復                  旧事業                  申請に                  すること。                  9 災害關                  連事業                  申請に                  すること。</p>			
<p>6 河川の美化に関するすること。</p>						
<p>7 市房ダム管理所及び氷川ダム管理所に関するすること。</p>						
<p>8 水防協議会に関するすること。</p>						
<p>9 河川開発室に関するすること。</p>						
<p>(1) 河川開発に係る</p>						



	ること。			監督 づく 処分 する と。			
3	港湾に係る公有水面に関すること。			1 港湾区内におおる水面の免許すること。 2 港湾区内におおる水面の功認すること。	1 港湾区内におおる水面に係る元市長を徴すること。 2 港湾区内におおる水面に係る区域の縮少、設計の変更及び功認の伸長期間の伸長も可すること。		
4	港湾災害に関すること。	1 港湾災害復旧計画を策定すること。		1 災害の告知及び関係する国庫の担及びの関すること。 2 災害地関すること。 3 成功の定申請すること。 4 災害連申請すること。	1 報り及機係に絡るにこ 負申請にこ 現にこ 認承をす 関の関		
5	港湾区域内の美化に関すること。						

	6 港 管 理 事 務 所 及 び 天 草 空 港 管 理 事 務 所 関 す る 事 務 事 務 事 務 事 務 事 務 事 務 事					
砂防課	1 砂防に 関すること。			1 砂防法 (明治3 0年法 第29号 第2条に 定めら れる砂 防設備 の土指 指除る に 関す ること。		
	2 地すべり に 関 す る こ と。			1 地すべ り等防 止第3 条第4 項に 定めら れる地 すべり 防止の 指除る に 関す ること。 2 同法 第9条 に 定めら れる地 すべり 防止の 指除る に 関す ること。 3 地すべ り等防 止第4 条第5 項に 定めら れる地 すべり 防止の 指除る に 関す ること。	1 同法第 11条の よ うに 工事 設計 承認 す ること。	
	3 急傾斜地 の崩壊に 関 す る 事 務	1 急傾斜 地の崩 壊防止 に 関 す る 事 務 (昭和 44年 第5 第2 第 7 8 項及			1 同法第 3条の よ うに 急傾 斜地 の崩 壊防 止に 関 す る 事 務に 関 す ること。 2 同法 第8 条の	1 同法第 13条の よ うに 急傾 斜地 の崩 壊防 止に 関 す る 事 務に 関 す ること。

		<p>第10条に基づき改善代すこと。</p>	<p>第10条に基づき改善代すこと。</p>		<p>第10条に基づき改善代すこと。</p>			
	<p>4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成25年7号）施行すること。</p>	<p>1 同法の第20条に定めること。</p>	<p>第10条に基づき改善代すこと。</p>		<p>1 同法の第6項、第9項に特許可と。第13条、第22条及び第23条に言及すること。</p>	<p>1 同法の第13条に定めること。第19条に定めること。第21条に定めること。第22条に定めること。</p>		

				<p>5 すること。第 同 法 第 1 6 条 の 規 1 1 項 の 規 定 特 定 開 係 行 為 事 項 行 事 項 の 変 更 を 許 可 と する こと。</p> <p>6 同 法 第 1 7 条 の 規 2 項 の 規 定 策 工 事 等 の 検 査 査 を 行 査 証 を 交 付 証 を 行 交 付 す こと。</p> <p>7 同 法 第 2 0 条 の 規 2 規 定 監 督 分 第 2 項 代 行 行 行 除 く こと。</p>		
建 築 住 宅 局	建 築 課	1 宅 地 建 物 取 引 業 に 関 する こと。		<p>1 宅 地 建 1 物 取 引 業 同 法 ( 昭 和 法 第 2 7 年 法 7 律 第 1 7 第 6 号 ) 第 1 定 3 条 の 規 定 に 基 づ け 物 宅 地 建 取 引 業 取 引 業 者 に の 関 係 する と こと。</p> <p>2 同 法 第 1 6 条 の 規 1 1 項 に 基 づ 定 き 物 取 引 建 主 格 試 験 主 格 実 施 事 を 行 こと。</p> <p>3 同 法 第 2 2 条 第 2 2 項</p>	<p>1 同 法 第 9 条 の 規 定 に 基 づ 宅 地 建 業 物 取 引 業 者 の 変 更 の 届 出 受 理 受 理 受 こ と こと。</p> <p>2 同 法 第 1 8 条 の 規 1 1 項 に 基 定 づ け 宅 地 建 主 物 取 引 業 任 者 の 登 録 関 係 事 を 行 こと。</p> <p>3 同 法 第 2 2 条 第 2 2 項 の 規 定 に 基 づ 宅 地 建 取 引 主 任 者 の 交 付 事 を 行 こと。</p>	

				<p>の規に 基講定を指 定するこ と。同法第 25項、第 27項、第 26条第6 項の規 定に基 づき、取 消すこ と。同法 第5条に 基 づき、及 び停止 を命ず ること。 同法第 6条に 基 づき、建 築主 対し 物取 主 任 者 の 任 務 を 行 う こ と。 同法 第8 条の 規 定に 基 づ き、 地 引 に 対 し 物 取 主 の 任 務 を 行 う こ と。 同法 第8 条の 規 定に 基 づ き、 登 録 を 消 除 す こ と。</p>	<p>るこ と。第 25項 の規 定に 基 づ き、 保 証 出 金 の 届 出 し を す こ と。 同法 第1 条に 基 づ き、 助 言 及 び 指 導 を す こ と。 同法 第2 条第 1項 第2 項に 基 づ き、 報 告 及 び 検 査 を す こ と。 同法 第4 条第 4項 に 基 づ き、 報 告 、 指 導 、 助 言 及 び 告 白 に 関 す こ と。</p>		
		<p>2 開 発 行 為 等 の 規 制 に 関 する こと。</p>		<p>1 同 法 第 29条 第1 項第 2項 に 基 づ き、 開 発 行 為 (面 積が 5万 平方 メートル 以上 に 達す るこ と)に 関 する 許 可 を す こ と。</p>	<p>1 同 法 第 29条 第1 項第 2項 に 基 づ き、 開 発 行 為 (面 積が 5万 平方 メートル 未 満 の こ と)に 関 する 許 可 を す こ と。</p>		

													<p>2 同法第35条第2項のよ発積平トの限に項許る</p>										
													<p>3 同法第36条第2項に定き、可た5メ以発関の。完査検をる</p>										
													<p>4 同法第37条に定き、事告築許可た5メ以開内にを承認す</p>										
													<p>5 同法第41条第1項に定き、建</p>										

						<p>を面万一上区もをる      可た5メ以発の限す      許けが方ル開内にに可      受積平方トの開域のる      積平方トの開域のる許      6 同法第5条に基き、      4 規定に基き、発許可      7 同法第1条に基き、      8 規定に基き、分      行</p>	<p>トの為る限の検い済付と      5 同法第36条に基き、      3 規定に基き、開可      6 同法第37条に基き、      7 同法第41条及び      4 び第4条に基き、      7 同法第42条に基き、</p>	<p>満行すに)の行査交こ      未発関の。了を檢をる      ル開にもる完の検い済付と      第36条の基き、工事許      第37条の基き、工事許      第41条及第42条の基      第42条の基き、建</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

					(開発の限を面 積が5万1平方 メートル未満の 区域内に限る。 )を可すこと。 8 同法第43条の 規定に基づく等 の許認可審議に 係るものに限る こと。 9 同法第45条の 規定に基づき、開 発許認可審議に 係るもので、面 積が5万1平方 メートル未満に 限る。)に基づく 地位の承継を承 認すること。
3 宅地造成等の規制に 関すること。	1 宅地造成等規制 法(昭和36年第 19号)第13条に 基づき、造成規 制		1 同法第18条第1 項の規定に基づ き、宅地造成に 関する工事面積 5平方メートル 以上のもの)	1 同法第18条の基 づく状況について 報告を徴取す こと。	

<p>す。第第規づ造う除代関と。第の基造防をは解こ      定と。法第の基地伴防のこ。法条に、地城又を      指こ。法第の基地伴防のこ。法条に、地城又を      をる同4項に宅に害事行る同0規定宅区定す      2 15定く成災工執す 3 2規づ成災指指除と。</p>	<p>す。第第規づ事面平トのの變うと可こ      可と。法第の基工成万一トのの變うと可こ      許こ。法第の基工成万一トのの變うと可こ      をる同2項に、造5メ以上の画しすのす      2 11定き（積方ルも計更ときをと。同2項に、造5メ以上の画なしの届理を受こと。法第の基工成万一トのの檢濟証す      3 12定き（積方ルも計微をきをる 4 13規定き（造5メ以上のの檢濟証す      4 1規づ事面平トの完了を查檢をる 5 14規定き、督処分（同項行）を      5 1規づ事面平トの完了を查檢をる 5 14規定き、督処分（同項行）を</p>
---	--

6 同法第5条に規定するものの届出受理すること。  
 1 同法第5条に規定するものの届出受理すること。  
 7 同法第7条に規定するものの届出受理すること。  
 1 同法第7条に規定するものの届出受理すること。  
 8 同法第8条に規定するものの届出受理すること。  
 1 同法第8条に規定するものの届出受理すること。  
 9 同法第9条に規定するものの届出受理すること。  
 1 同法第10条に規定するものの届出受理すること。

				防内宅況す 地造成状査す 区域の地の検と。 成災の地をること。			
4	優良宅地 に関するこ と。						
5	宅地建物 取引業審議 会及び開発 審査会に開 すること。						
6	不動産特 定共同事業 に関するこ と。			1 不動産共同 特事業法(平 成6年法第7 号)第73項 の規定に基 づく不動産 共同事業に 関すること。 2 同法第6 3条の規定 に基づき、 取り消すこ と。 3 同法第3 4条及び第 35条の基 づく、及び 指示業務を 命すること。 4 同法第3 7条に基 づく、管理 者の解任を 命すること。	1 同法第 10条の基 づく不動産 共同事業の 届出を受理 すること。 2 同法第 39条の基 づく、指 導、助言告 及及びをす ること。 3 同法第 40条の基 づく報告及 立入検査に 関すること。		
7	アートポ リス及び建 築のユニバ ーサルに開 すること。						
8	建築に開			1 高齢者、			

<p>すること(建築物安全推進室の事務を除く。)</p>			<p>者等 動滑 移化 のに の法 の促成 関律(平 18年 律第9 号)第 5条の 5定基 き命 適合 又は 要請 るこ と。 2 同 2 1法 規条 づに 善命 す令 すこ と。 3 同 2 2法 規条 づに 画の を取 り消 すこ と。</p>		
<p>9 建築物安全推進室に関すること。</p>					
<p>(1) 建築に関すること。</p>	<p>1 建築基準法(昭和25年法律第101号)第6条第1項の規定に基づき、指定区域をすること。 2 同法第22条第2項の規定に基づき、指定区域をすること。 3 同法第84条に基づく市街地又は</p>		<p>1 同法に基づき、建築物を建築可と。 2 同法第6条第3項第1号の規定に基づく計算性関と。 3 同法に基づく建築物の設置関</p>	<p>1 建築基準法第5条第2項に基づき、第一種低層専用地域又は第二種低層専用地域における建築物等に対する高さの緩和を認ること。 2 同法第86条第8項及び第86条第2項の基</p>	



																											<p>の基水をる 項に、離す 3 定ぎ距定と。 第規づ平指こ</p>	<p>1 1 同 法 第 4 5 条 の規づき、 基私道又は 更止を、禁 止し、又を 制る限とす</p>	<p>1 2 同 法 第 4 6 条 の規づき、 基面線に關 定ることす</p>	<p>1 3 同 法 第 6 8 条 の規づき、 定路の指 定ことす</p>	<p>1 4 同 法 第 9 0 条 の規づき、 定工事特 中建物に 対し措置を 命ることす</p>	<p>1 5 建 築 物の耐震促 改修に關す 進る法律(平 成7年法2第 成律7第1第 律3号)第1 3 8 条(則に 項附条に準 附条に準場 てる場合)に 含の規づ</p>															
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--







--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



承認する  
 こと。 同 法  
 1 3 第 5 0 条  
 第 2 第 1 定  
 の 項 の 規 づ  
 基 づ 基 づ  
 開 の 開 づ  
 再 開 づ  
 社 の 施 行  
 を 認 可  
 る 事 可  
 1 4 同 法  
 第 5 0 条  
 の 第 1 定  
 項 の 規 づ  
 基 づ 基 づ  
 開 の 開 づ  
 再 開 づ  
 社 の 規 準  
 又 は 業 変  
 計 画 の 可  
 更 認  
 1 5 同 法  
 第 5 0 条  
 の 第 1 規  
 2 項 の づ  
 定 基 づ  
 き 再 開  
 発 社 の  
 徴 収 等  
 負 担 金  
 の 滞 納 処  
 分 認 可  
 1 6 同 法  
 第 5 0 条  
 の 第 2 規  
 1 項 の づ  
 定 基 づ  
 き 再 開  
 発 社 の  
 合 併 若  
 又 は 分  
 又 は 割  
 発 行 再  
 施 行 開  
 市 街 地  
 開 発 事  
 の 全 部  
 の 一 部  
 及 び 譲  
 を 認 可  
 1 7 同 法  
 第 5 0 条  
 の 第 1 規  
 1 項 の

							<p>づ開のる員す。法条第規づ開の了す。同法条の基施及計、業おめのつ土臣を若市設要す。同法条に、画て設要に国大可、はの概更す。</p> <p>に、会任査承こと。同05の基再社終可こと。同1項に、程業を定め、事に定計に国大可、はの概可こと。同6定に、画て設要に国大可、はの概更す。</p> <p>定き発選審をるる。18第の1定に、会業認をるる。19第第規づ行び画又計いる概い交の受し町計をるる。20第の基事に定計のつ土臣を若市設要をるる。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



																											<p>土掘いす び試つ可と。同 及のに許こと。同 除地等てる6 2 6 第 第 6 1 項 規 定 基 づ 地 の 土 地 の 質 は 変 更 又 そ の 建 築 工 作 物 新 築 等 許 可 する こと。 2 7 同 法 第 6 条 規 定 の 基 づ 条 第 1 及 項 第 3 に 違 反 し た 者 土 地 の 復 元 命 を 命 ず ること。 2 8 同 法 第 7 条 規 定 に 基 づ 土 交 通 臣 の 認 可 を 受 け 換 権 利 変 更 計 画 を 行 う 者 若 個 人 再 組 合 開 発 会 社 又 市 町 村 が 設 立 住 宅 供 給 公 社 の 換 計 画 を 認 可 する こと。 法 第 7 4 項</p>																				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に準場  
定てる含  
規いすを  
のお用合  
む。)。  
2 9 同 法  
第 8 3 条  
第 3 項の  
規 定に  
基 づく  
き、再  
街 地 開  
発 審 査  
の 意 見  
書 を 査  
し 換 利  
変 必 要  
に 正 を  
加 へ  
見 書  
意 採 見  
係 必 出  
を る 意  
認 旨 見  
書 し 出  
通 こ 者  
こ 法 第  
法 条 8  
及 び 5  
第 1 0  
条 の 規  
お 定  
用 い てる  
す 含  
を。)。  
3 0 同 法  
第 9 3 条  
の 規 定  
項 に 基  
づ 基  
き、行  
個 人 施  
者 組 合  
、 組 合  
、 再 開  
社 発 市  
村 の 又  
立 方 住  
給 公 宅  
特 定 建  
者 の 決  
承 認 承  
を る 認  
と ( 同



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

土臣を、分定し開、又みし住公理画す同16のお用合  
 国大可て処を若再社村の立方給管計可と(1の項に準場  
 、通認め理画、は会町市設地供の分認こ第8条4定てる含  
 交の受管計めく発市はがた宅社処をる法8第規いすをむ。)  
 35 同法80の基再社代をる 法4定  
 第1の1定き、会業始す 同法24  
 条第規づ開の行決こ 第1の規づき、  
 36 同法24の規づき、行  
 第1の規づき、組合、会市対告出、告る  
 条に基づき、個人、組合、発はに報提め、勸す  
 再社町し、の求はをと。 同法24の基個者  
 37 同法24の基個者  
 第1の定き施

38 監督すること。同法52条の規  
 3 1 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 に の 2 同法52条の規に基づき、監  
 組 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 督 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 と の 2 同法52条の規に基づき、監  
 39 同法52条の規に基づき、監  
 3 1 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 規 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 づ の 2 同法52条の規に基づき、監  
 開 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 を の 2 同法52条の規に基づき、監  
 る の 2 同法52条の規に基づき、監  
 こ の 2 同法52条の規に基づき、監  
 と の 2 同法52条の規に基づき、監  
 40 同法52条の規に基づき、監  
 4 1 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 に の 2 同法52条の規に基づき、監  
 市 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 監 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 督 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 こ の 2 同法52条の規に基づき、監  
 と の 2 同法52条の規に基づき、監  
 41 同法52条の規に基づき、監  
 4 1 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 規 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 づ の 2 同法52条の規に基づき、監  
 開 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 計 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 定 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 定 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 と の 2 同法52条の規に基づき、監  
 42 同法52条の規に基づき、監  
 4 2 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 規 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 づ の 2 同法52条の規に基づき、監  
 開 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 計 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 定 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 定 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 と の 2 同法52条の規に基づき、監  
 消 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 43 同法52条の規に基づき、監  
 4 3 同法52条の規に基づき、監  
 第 1 同法52条の規に基づき、監  
 条 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 に の 2 同法52条の規に基づき、監  
 管 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 を の 2 同法52条の規に基づき、監  
 又 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 施 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 組 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 開 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 若 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 市 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 設 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 地 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 供 の 2 同法52条の規に基づき、監  
 の 2 同法52条の規に基づき、監

				約を認可 すること。		
	(5) 優良住 宅に關す ること。					
	(6) がけ地 近接等危 険住宅移 転事業に 關すること。					
	(7) エネル ギーの使 用等に關 する法律 (昭和5 4年第4 9号)に 關する建 築に關す ること。 限る。)			1 同法第 75条第 3項に基 づくこと。 公表す ること。		
	(8) 建設工 事に係る 材の再等 資源化す るに關す る法律に 基づく分 別解体等 工事係る 資源の再 資源化等 に關する 法律(平 成12年 政令第 95号)第 2条第1 項から第 3号に關 するもの の實施に 關すること。			1 同法第 15条に 基づく分 別解体等 の必要な 措置に 關すこと。		
	(9) マンシ ョンの建 替の等に 關する法 律(平成 14年第 7			1 同法第 9条第1 項に基 づく、組 立を認可 すること。 2 同法第	1 同法第 11条第 1項に基 づく、施 行マンシ ョンの所 在の市町	

<p>号) の 施 行 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 1 条 第 3 項 規 づ 定 に 基 じ き 審 査 業 書 し 事 の 修 計 画 を 命 ず 正 し こ と 又 る は 意 見 を 採 択 す な い 旨 を 通 知 す こ と。</p>	<p>事 を 縦 さ こ に 画 の 供 第 長 計 衆 に る 法 第 村 業 公 覧 せ と。 同 法 第 2 1 4 条 第 1 項 の 規 づ 定 き、 組 合 を の 認 可 す る こ と。 法 第 3 2 5 条 第 2 項 の 規 づ 定 き、 長 等 氏 名 公 告 す と。 法 第 4 3 8 条 第 6 項 の 規 づ 定 き、 組 合 の 設 立 の 認 可 又 は 設 立 の 認 可 し を 取 消 告 告 す こ と。 法 第 5 1 7 条 第 7 項 の 規 づ 定 き、 変 動 た が 施 行 者 等 の 公 告 す こ と。</p>
<p>(10) 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 ( 平 年 成 法 律 第 8 4 号 ) に 関 す る 建 築 物 に 関 する 限</p>		

		る。)					
		(11) 熊本地球温暖化防止に関する条例の施行に関すること(建築物に関する。)			1 同条例第5条の基づくこと。	1 同条例第35条の基づくこと。	
		(12) 建築審査会及び建築士会に審査すること。					
		10 建築住宅局長にすること。					
営繕課	1 営繕工事及び設備工事の発注並びに監理並びに技術協力にすること。						
住宅課	1 住宅及び住環境に関すること。	1 住宅に関する計画を策定すること。			1 生活基本法(平成18年法律第1号)第17条第3項の規定により、市町協議と地域協議意見を聴こ 2 同法第17条第4項の規定により、国土交通大臣に協議す 3 同法第17条第7項の規定により、公表す及び		



				9 条の規 定に建 の許 建の制 の可 許又 転命 却す 事 こと。			
5	住宅供給 公社の他 住宅関係 に関する こと。			1 地方住 宅供給 法（昭 和40年 法律第 242号 第27条 の2）に よる業 び画す こと。第 41条に よる命 令こと。			
6	農地所有 者等賃貸 住宅に関 すること。						
7	特定優良 賃貸住宅 に関する こと。			1 特定優 良賃貸 の促進 に関する 法律（平 成5年 法律第 52号） 第3条 の3に よる計 定の給 付に關 すること。 2 同法 第5条 の3に よる計 定の給 付の変 更に關 すること。 3 同法 第9条 の3に よる地 位に關 すること。			



						3 同法第 10条の 規定によ る地位の 承継に関 すること。 4 同法第 14条第 1項第2 号に掲げ る場合に おける同 項の規定 による計 画の認定 の取消し に関する こと。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
(熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程の廃止)
- 2 熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程(平成25年熊本県訓令第25号)は、廃止する。